

## 和歌山工業高等専門学校第三者評価対応作業部会設置要項

校長裁定

制定 令和2年3月31日

改正 令和6年11月13日

(趣旨)

**第1条** この要項は、和歌山工業高等専門学校の自己点検・評価等に関する規則（以下「自己点検・評価規則」という。）第8条の規定に基づき、第三者評価対応作業部会（以下「作業部会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(所掌事項)

**第2条** 作業部会は、運営委員会からの要請に応じ、第三者評価に係る作業を行う。

(組織)

**第3条** 作業部会は、校長が必要と認めた者をもって組織する。

(任期)

**第4条** 委員の任期は第三者評価が実施される年度末までとし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長)

**第5条** 作業部会に部会長を置き、校長が任命した者をもって充てる。

2 作業部会は、部会長が招集し、その議長となる。

3 部会長に事故あるときは、部会長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

**第6条** 部会長が必要と認めた場合は、委員以外の者を作業部会に加えることができる。

(作業の実施)

**第7条** 部会長は、作業内容を立案するとともに進捗状況を把握する。

2 作業部会が組織等に資料の提供を依頼する際は、資料の中身を明示したうえ組織等と相談し、提出期日を設定する。

3 組織等は、作業部会が依頼する資料の提供について協力しなければならない。

4 作業部会は、当該組織等において資料の不備が認められる場合は、自己点検・評価委員長に報告のうえ、当該組織等に対し改善を求めることができる。

(事務)

**第8条** 作業部会に関する事務は、総務課において処理する。

(雑則)

**第9条** この要項に定めるもののほか、作業部会の運営に関して必要な事項は、部会長が別に定める。

**附 則**

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

**附 則**

この要項は、令和6年11月13日から施行する。